

令和5年度

登米市農地等の利用の最適化の推進施策等
に関する意見書

令和6年3月

登米市農業委員会

はじめに

令和6年1月1日、家族のどんらんが一変する能登半島地震が発生しました。最大震度7の揺れと東日本大震災以来の大津波により、被災地は生命・財産の喪失と農地や農業施設の破損、さらにはライフラインの損壊など甚大な被害に見舞われました。私たちは東日本大震災の経験と重ね合わせ、早急な復旧・復興が肝要であることを痛感しており、迅速な対応を期待するものであります。

被災地の行く末を憂える中で、登米市の農業にも動きがありました。昨年4月1日、改正農業経営基盤強化促進法が施行され、本市でも地域農業の在り方を示した「地域計画」を策定することになりました。これは従来の「人・農地プラン」が「地域計画」に名称が変わり、農業委員会は「目標地図」の素案づくりを担うこととなります。

地域計画は、10年後を見据えた「地域の農地利用の姿を明確化した設計図」に当たるものであり、「将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか」「誰に農地を集積・集約化していくのか」など、中心経営体の在り方について、農業者や市、農協をはじめ農業関連団体が一体となって協議を重ねた上で決定する必要があります。

本市の農業委員会委員、農地利用最適化推進委員は、目標地図の素案づくりは勿論のこと、これからも担い手への農地の集積をはじめ遊休農地の発生防止と解消、農業への新規参入の促進等々の問題解決を目指して懸命に努めてまいります。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、意見書を提出しますので登米市の施策に確実に反映していただきますようお願いします。なお、意見書は、農業委員・農地利用最適化推進委員が農家相談等で寄せられた案件や、地域の中心的な農業者と意見交換を行った際の意見を取りまとめ、下記の4項目に集約し提出します。

記

- 1 農地利用の集積・集約化について
- 2 遊休農地の発生防止・解消について
- 3 新規参入の推進について
- 4 地域における農業を取り巻く問題点について

1 農地利用の集積・集約化について

登米市の農業は、認定農業者を中心に多様な担い手によって支えられておりますが、農業就業者人口に占める 60 歳以上の割合は 73% と高く、離農に伴う「農地の新たな担い手」の問題は、今後 10 年で一層深刻な課題となっていくものと想定されます。

登米市の「農業」を更なる「成長産業」として発展させていくためには、農業者が将来にわたって持続的に農業に取り組むことのできる環境をつくり、地域の担い手や新規参入者を確保することが必要であります。また、土地利用型農産物の生産性向上を進め農業所得の向上を図るには、圃場を汎用性があるものに変える大規模基盤整備事業の導入も欠かせないと考えております。

人・農地プランが地域計画に移行することにあわせ農業経営基盤を更に強化するため、本市の農業に関わるすべての組織がより一層連携を深めて農地の集積・集約化を進めることが必要と考え次の 3 項目について要望します。

- ① 農業所得の低下が受け手となる農業者の減少を招いていることから、収益性の高い作物への転換等、所得向上への支援を強化すること。また、「食料安全保障」と「集落の維持」のため、地域雇用の創出につながる大規模経営体や半農半 X などの多様な担い手に対する補助事業を拡充すること。
- ② 地域計画は、人と農地を結びつける計画であり、作成には多くの農業者の参画が必須であることから、地域に根ざした計画となるよう各地域の農業者に対する周知と説明を十分行いながら、農業に関わるすべての組織が連携、協力して策定すること。
- ③ 水田の生産構造を強化し集積・集約を進めるため、基盤整備を推進すること。基盤整備事業を行うにあたっては、農業者負担の軽減に向けて市独自の支援を拡充するとともに、事業の分かりやすい周知により農地所有者の意識を醸成しながら地域の実情に応じた基盤整備を行うこと。

2 遊休農地の発生防止・解消について

農業委員会では毎年、農地利用状況調査を実施し遊休農地の発生状況を調査しています。その結果に基づいて、土地所有者の利用意向を調査、指導するなど、荒廃化を防ぎ適切に農地が利用されるよう活動してきました。

しかしながら、農業者の高齢化や昨今の厳しい農業情勢を受けた離農など、様々な理由によって遊休農地は増え続けています。遊休農地の増大は、農業者だけの問題ではなく、食糧生産基盤の喪失や災害発生防止の観点からみれば地域住民、ひいては国民全体の問題でもあります。遊休農地の発生防止・解消を図るため次の4項目について要望します。

- ①農産物の生産が困難な農地について、場所を選定した上で景観作物を作付けするなど観光資源の創出を図り、インバウンドを含めた観光客の誘致を推進すること。
- ②相続農地の未登記によって土地所有者が不明となり、そのことで遊休農地化が進行し、また遊休状態を解消するのが困難となっている農地が数多く発生している。令和6年4月から相続登記が義務化されるため、市民に対し啓発を行うこと。
- ③登米市でも年々有害鳥獣の被害が増加、深刻化しており、被害を理由に耕作を断念する事例も出てきている。遊休農地自体が有害鳥獣の増加や発生域の拡大につながるなど、状況は加速度的な悪循環となってきた。県内でも熊の被害等人的被害も出ていることから、十分な対策を講ずること。
- ④災害が多発している現状やSDGsを推進する観点から、農地の多面的機能が果たす役割は大変に大きい。大雨・洪水となれば農業だけでなく市民生活にも多大な影響を及ぼすことから、排水機能の強化等、十分な災害対策を講ずること。また、農地の多面的機能の受益者は市民全体に及ぶため、農地の保全管理は農業者だけでなく、市民全体で保全していくよう支援をすること。

3 新規参入の推進について

以前から担い手不足が全国的に叫ばれている中で、高齢化に加え、世界情勢の急激な変化、資材の高騰などの理由もあいまって離農者の増加に拍車がかかっている状況にあります。

今後、本市でも同じような事態が想定されることから、改めて農業の重要性と魅力を伝えるとともに、生活が安定し将来性が実感出来るような仕組みと環境づくりが必要です。そのためには、今までの固定概念を払拭し、状況に応じた柔軟な発想で、登米市独自の取組を早急に行うよう次の4項目について要望します。

- ① 就農率の向上と定着に向けた取り組みとしては、農業分野へ進学する際の市からの支援、市内で就農した際の手厚い助成など新規就農に組みやすい環境づくりを構築すること。
また、受入れ法人、農業者への助成制度を創設すること。
- ② 小規模、半農半Xなどを含めた就農を支援する専門部署を拡充すること。
- ③ 生産から販売まで本市ならではの独自のシステム等構築し、他地域と比較して優位性が得られるような施策を講ずること。
- ④ 親元での就農者に対する手厚い支援策を創設すること。

4 地域における農業を取り巻く問題点について

「人・農地プラン」から「地域計画」へ改正農業経営基盤強化促進法に基づき自治体では10年後に目指す地域の農地利用を示した目標地図を作成することになり、本市でも地域計画の策定に向けて、産業経済部を中心に県や農業委員会、農協など農業関係団体が連携して策定に向けて取り組んでいます。

そのような状況の中で農業委員会では、地域の中心的な農業者を対象として意見交換会を実施しました。将来にわたってそれぞれの地域で農業が継続できるよう、現在の農業経営の中で課題となっている現状について意見を交わし、寄せられた意見の3項目について施策を講じるよう要望します。

- ① 土地改良区に支払う揚排水費の農家負担が高すぎる。特に、近年異常気象等による大雨により排水費用の増加が農家負担の増加に繋がっていることから、防災の観点からも関係機関と協議して農家の過剰な負担にならないよう対策を講じること。
- ② 近年、登米市においても水田の畦畔をイノシシに破壊された事例や、大豆の新芽をシカに食い荒らされる被害など影響が大きくなりつつある。これ以上被害が拡大しないよう対策を講じること。
- ③ 現在、登米市内の4Hクラブに入会して活動が出来るような若手農業者は少なく、若手農業者同志の交流も少ない状況にある。市内新卒者の就農者がいない状況が続いていることから農業に魅力を感じて将来にわたって、若い農業者が育つような措置を構じること。